

定 款

財団法人 アイヌ民族博物館

財団法人アイヌ民族博物館 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人アイヌ民族博物館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道白老郡白老町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アイヌの文化的所産の伝承保存と公開に必要な事業を行い、もって北方文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道の区域内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アイヌ民族博物館を設置し、維持運営すること
- (2) 衣服、生活用具その他の物件でアイヌ文化の理解のために欠くことのできないものを収集し、複製し、及び保存すること
- (3) アイヌの言語、伝承文学、民俗芸能、風俗慣習その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものの資料を収集し、記録資料を作成し、及び保存すること
- (4) 前3号により収集したもの及び複製し又は作成した資料に関し、次に掲げること
 - ア 一般に公開し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること
 - イ アイヌ文化の研究者、大学、研究所等の研究調査の用に供すること
 - ウ 講演会、研究会、映写会等を開催すること
 - エ 解説書、図録、図書等を編集し、及び刊行すること

- (5) 国指定の重要無形民俗文化財アイヌ古式舞踊の公開を行うこと
- (6) アイヌの民俗芸能及び工芸技術に関し、調査研究、伝承者の養成、講習会等を行うこと
- (7) 他の団体等の行うアイヌの文化的所産の保存事業に対し協力、または援助を行うこと
- (8) アイヌの子弟である大学、研究所等の教員若しくは研究者又は優秀な学生生徒に対して奨学金を給与すること
- (9) 前号に掲げる事業に附帯する事業

第3章 資産及び会計

(設立当初の資産)

第5条 この法人の設立当初の資産は、別表に掲げるとおりとする。

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種に分ける。

2 前項の基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) この法人の設立を目的としてなされた寄附行為の指定により、別表に「基本財産」と区分した資産
- (2) この法人の基本財産とする指定で寄附され、基本財産に繰入れした資産
- (3) 理事会の決議により、運用財産から基本財産に繰入れした資産

3 第1項の運用財産は、基本財産でない資産をもって構成する。

(基本財産の処分の制限)

第7条 この法人の基本財産は、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。

ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、理事会及び評議員会の決議を経て、かつ、北海道教育委員会の承認を得たときは、その一部に限り、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、代表理事が管理する。

2 この法人は、理事会の決議によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、基本財産に属する現金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債又は安全かつ確実性のある有価証券の取得
- (2) 銀行その他の金融機関への定期預金及び定額郵便貯金
- (3) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (4) その他安全かつ確実な方法で理事会で定めるもの

3 前項の規定は、運用財産に属する余裕金の運用について、準用する。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 この法人は、毎事業年度の事業計画及び収支予算書を作成し、又はこれに重要な変更を加えたときは、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

（事業報告及び決算）

第11条 この法人は、毎事業年度終了後3月までに、理事会の決議により事業報告書及び収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに財産目録を作成し、これに監事の意見を付けて、北海道教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、北海道教育委員会に届け出なければならない。

2 この法人の決算に余剰金があるときは、理事会の決議により、評議員会の同意を経て、次期繰越として整理するものとする。

（長期借入金）

第12条 この法人は、借入金（償還期限が1年未満のものを除く。）の借入れをしようとするときは、理事会の決議を経て、北海道教育委員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第178条から第196条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない他の団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の職員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外又は担保提供の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分若しくは除外又は担保提供の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任された 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 10 人以内
 - (2) 監事 2 人以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。
- 4 前項の専務理事、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に報告しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議を経て、かつ、北海道教育委員会の認可を受けて変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員会の現在数 4 分の 3 以上の決議をもって決定し、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、この法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄附するものとし、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数4分の3以上の決議をもって決定し、北海道教育委員会の許可を受けなければならない。

第9章 補則

(書類帳簿の備え付け)

第44条 この法人は、事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- | | |
|--|------|
| (1) 設立許可に関する書類 | 永 久 |
| (2) 定款及びその変更に関する書類 | 永 久 |
| (3) 北海道教育委員会その他の行政庁の許可、認可及び承認に関する書類（前2号に掲げるものを除く。） | 永 久 |
| (4) 登記に関する書類 | 永 久 |
| (5) 役員名簿及び評議員名簿 | 永 久 |
| (6) 理事会及び評議員会議事録 | 永 久 |
| (7) 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録 | 10 年 |
| (8) 会計帳簿及び証拠書類 | 10 年 |
| (9) 監事の職務執行に関する書類 | 10 年 |
| (10) 北海道教育委員会との往復文書 | 5 年 |
| (11) その他必要な書類 | 3 年 |

附則

この寄附行為の全文変更は、北海道教育委員会の認可のあった日（平成3年2月16日）から施行する。

附則

この寄附行為の一部変更は、北海道教育委員会の許可があった日（平成12年3月16日）から施行する。

附則

1 この寄附行為の一部変更は、平成22年11月1日より施行する。

附則

2 前項の規定による施行日後の最初の代表理事は野本勝信とする。

附則

3 第1項の規定による施行日後の最初の専務理事は野村茂樹、常務理事は牧野正典とする。

附則

4 第1項の規定による施行日後の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大須賀るゑ子

川田 聖

今野 邦紀

古俣 博之

山田 桂一

中野 勝征

田村 文一

森竹春次郎

伊東 稔

岩間 隆一

(別表)

設立当初の資産

区 分	財産の種類	金額又は評価額	寄 附 者
基本財産	定期預金 北海道銀行白老支店	5,000,000 円	北海道白老郡白老町 白老 24 番地の 10 壬生龍之介ほか 28 人
	定期預金 室蘭信用金庫白老支店	2,000,000 円	北海道白老郡白老町 白老 24 番地の 10 壬生龍之介ほか 28 人
	現金	3,000,000 円	北海道白老郡白老町 白老 120 番地 白老町長 山手一雄
小 計		10,000,000 円	
運用財産	通知預金 北海道銀行白老支店	1,000,000 円	北海道白老郡白老町 白老 120 番地 白老観光コンサルタント株式会社
	建 物 北海道白老郡白老町字白 老 611 番地 住宅（木造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建 64.84 m ² ）ほ か 3 棟	880,000 円	北海道白老郡白老町 白老 120 番地 白老観光コンサルタント株式会社
小 計		1,880,000 円	
合 計		11,880,000 円	